



### ストップ!! 万引き 万引きは「窃盗罪」です。

(罰則10年以下の懲役又は50万円以下の罰金)  
・安い商品だから盗んでも大した罪にはならない。  
・見つかったも代金を支払えば許してもらえる。

このように「たかが万引き…」という風潮をなくしましょう。

お店の店主さんも

- ・警察に届けると面倒だから…
- ・被害額が少ないから…
- ・お金を支払ってもらえれば…

などと警察への通報を躊躇せず、厳正に対処しましょう。

また、防犯カメラの設置や声掛けなど、万引きをさせないお店づくりに  
も心掛けてください。



万引き・架空請求があつたら  
寄居警察署(☎581・0110)  
へ通報・相談を!

### ⚠️ 架空請求詐欺に注意!

寄居警察署管内においては、現在、スマートフォンや携帯電話などの  
利用者に対する架空請求詐欺が多発しております。

犯人は、SNS(ソーシャルネットワークサービス)やEメールを利用して、

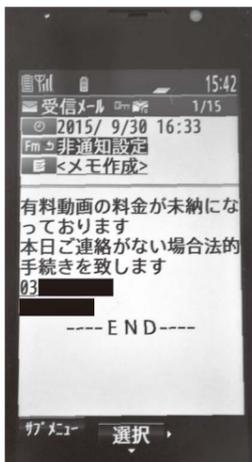
- 出会い系サイトの利用料
  - アダルトサイトの解約手数料
- などと称して架空請求をします。

また、

- 債権整理会社からの連絡です。
- 支払わなければ訴訟を起こします。

などと脅すようなメールを送ってくることもあります。

このようなメールが送られてきた時には、安易に現金を支払うことな  
く、寄居警察署までご相談ください。



実際に送られてきた架空請求メール

## 開催します! ひきこもり研修会・ 家族の集い

熊谷保健所では、ひきこもる若者一人ひとりに向き合い、可能性  
を引き出していく対応や、若者と社会をつなぐ支援のあり方を学ぶ  
ため、またひきこもり状態にある方の家族同士が、安心して悩みや  
解決への糸口を話し合い、具体的な工夫を学べる場を提供するため  
「ひきこもり研修会」と「ひきこもり家族の集い」を開催します。

### ひきこもり家族の集い

日時/12月16日(水)午後1時30分~3時30分  
場所/深谷若者サポートステーション(深谷市深谷  
町9-12)  
対象/ひきこもり状態にある方の家族  
定員/10人程度(申し込み順)  
内容/「家族が抱える悩み、苦しみ、工夫、そして  
希望」をテーマに、ひきこもり体験者の家族を中  
心に話し合います。

### ひきこもり研修会

日時/11月30日(月)午後1時30分~4時  
場所/熊谷地方庁舎4階大会議室(熊谷市末広  
3-9-1)  
定員/50人(申し込み順)  
講義/「ひきこもりの理解と対応~ひきこもること  
の背景を探り、回復を目指す~」、ひきこもりの  
当事者・家族・支援スタッフによる発表「ひきこも  
りからの回復とその支援」  
講師/立正大学社会福祉学部講師・関水徹平氏

### 共通

費用/無料  
申し込み・問い合わせ/熊谷保健所保健予防推進担当(☎523・2811)へ。

11月25日(水)は「女性に対する暴  
力撤廃国際日」です。内閣府では、毎年  
11月12日から25日までの2週間を「女  
性に対する暴力をなくす運動」期間と  
し、地方公共団体や女性団体などの  
連携・協力のもと、社会の意識啓発等、  
女性に対する暴力の問題に関する取り  
組みを一層強化することを目的に、さま  
ざまな事業を実施します。

### 夫パートナーから次のような 暴力を受けていませんか?

配偶者等からの暴力(DV)とは、夫  
婦間や恋人などから受ける暴力行為の  
ことです。  
身体に対する暴力:殴る、蹴る、物を  
投げつける、刃物を振りかざし脅す、  
首を絞めるなど  
精神的暴力:「誰のおかげで生活でき  
るんだ」「役立たず」「くず」などの  
暴言、行動を監視する、携帯電話の  
メールや着信履歴を確認する、無視  
するなど  
性的暴力:望まない性的な行為の強  
要、避妊に協力しない、無理やりアダ  
ルトビデオを見せるなど

11月12日~25日は

# 「女性に対する暴力をなくす運動」 期間です!



経済的暴力:生活費を渡さない、仕事  
をやめさせるなど  
子どもを利用した暴力:子どもに被害  
者が悪いと言ったり、子どもの目の前で  
暴力をふるったり、子どもへの加害をほ  
めかすなど  
暴力は、女性と子どもの心身の健  
康、生活に深刻な影響を与えます。

### 女性への影響

身体的暴力は骨折やあざなど日常生活に  
支障をきたし、直接受けただけの中  
には完治できず、一生背負わなければ  
ならない場合もあります。また、精神  
的暴力は、不眠、頭痛、動悸、発熱、食欲  
不振など、さまざまな身体症状が現れ  
ます。これらの暴力が治まった後でも、  
うつ症状、絶望感、無気力、人間不信、  
自殺願望など深刻な影響をもたらす場  
合もあります。

### 子どもへの影響

暴力を目撃する子どもの心は深く傷  
つき、情緒不安定、無気力、無感情、う  
つ症状、不登校、成績低下、夜尿、他の  
子どもへのいじめなど見られる場合が  
あります。直接子どもに暴力を振るわ  
なくても、子どもの前で暴力を振るう  
ことは児童虐待です。

### 主な公的相談機関

相談機関名称	受付	電話番号
配偶者暴力相談支援センター (埼玉県婦人相談センター DV相談担当)	月~土9:30~20:30 日・祝9:30~17:00 (年末年始を除く)	048-863-6060
配偶者暴力相談支援センター (With You さいたま・ 埼玉県男女共同参画推 進センター)	月~土10:00~20:30 (祝日・第3木曜日・年末 年始を除く)	048-600-3800
埼玉県北部福祉事務所 担当:女性相談員	月~金8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	0495-22-0101
埼玉県寄居警察署 生活安全課	緊急の場合は迷わず 110番!	581-0110
寄居町役場 人権推進課	月~金8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	581-2121

女性が安全に暮らすために  
悪質な付きまといや嫌がらせ行為を  
するきっかけはさまざまです。スト  
ーカーは女性と友達になりたい、交際し  
たいなどの理由から、居住地や電話番  
号など、ターゲットにした女性のことを  
あらゆる手段で知るようになります。電  
話や手紙などにより接近し、その女性か  
ら断られたり無視されたりすると逆恨  
みするようになり、無言電話や悪質な  
メール、インターネットへの書き込みな  
ど嫌がらせを繰り返します。また、凶悪  
な犯罪に発展する危険性があります。  
○電話番号やメールアドレスなど個人  
情報を安易に渡さない。  
○無言電話には応じないで電話を切る。  
○個人情報がかかっている請求書など  
の書類は細かく裂いてから捨てる。  
一人で悩まずに、お早めに最寄りの  
相談機関にご相談ください。プライバ  
シーは守ります。  
問い合わせ/人権推進課(☎581・  
2121)内線411へ。